

1.はじめに No.1

（１）本事業の背景

「農福連携等推進ビジョン（令和元年6月閣議決定）」において、令和6年度末までに農福連携に取り組む事業実施主体を新たに3,000創出する目標を掲げたところであり、この目標を達成するためには、「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していく必要があり、既に多くのアクションがとられている。
障害者が農業分野で就労することは、昔から全国各地で行われてきたが、近年、官民挙げて取組を推進している背景により、「農福連携」という言葉が定着し、新聞やテレビ等のメディアで取り上げられる機会も増えている。

農山漁村の課題

- ・人口減少・少子高齢化
- ・地域コミュニティの活力低下
- ・地域経済の低迷 等

農福連携の推進

新たに3,000事業実施主体を創出

農山漁村発イノベーション

- ✓ 地域資源の発掘・磨き上げ
- ✓ 他分野との連携・広域連携
- ✓ 関連産業の技術活用

期待される農山漁村

- ・新たな事業・価値の創出
- ・所得と雇用機会の確保
- ・農業経営体の経済的発展 等

**地域共生社会を実現し、
日本の農業・国土を支える力に!!**

（２）本事業の目的

農福連携の全国単位での推進拡大に向けた普及啓発に関する取組の観点から、
ア.農福連携の取組の構想段階又は取組の間もない段階（1～3年未満）の取組主体の確立
イ.農福連携の取組の継続段階の取組主体の発展
ウ.地域における農福連携の取組の加速や強化を目指す地域コンソーシアムの設立
上記3つに加えて、取組主体からのニーズがあれば、農山漁村振興交付金の令和4年度追加公募ならびに令和5年度公募に向けて、専門家派遣による事業計画の作成や費用対効果の算定にかかるアドバイスをを行った。

構想段階または取組の間もない段階(1～3年未満)

- ・農地・資金力の確保
- ・栽培品目の決定
- ・販売先の確保・開拓
- ・栽培計画の作成
- ・人材の確保 等

取組の継続段階

- ・障害者等の農林水産業に関する技術習得
- ・作業工程のマニュアル化
- ・ユニバーサル農園の開設・運用
- ・移動式トイレの導入
- ・生産・加工販売施設の整備
- ・安全・衛生面にかかる付帯施設の整備 等

農福連携の取組加速や強化を目指す地域コンソーシアム設立段階

- ・地域の気候風土を生かした農業の態様、農産物の生産・加工等「強み」のある産地形成
- ・農業から林業・水産業・エネルギー産業への事業拡大・連携
- ・地域の課題解決や地域再構築を通じた雇用の創出、農家の経営規模拡大、新たな価値の創出、新しい地域コミュニティ形成 等

(3) 活動の概要

活動実施時期：2022年5月23日～2023年3月31日

活動内容

- ①農福連携取組主体からの相談受付と支援対象の取組主体の選定
- ②相談事項に応じた専門家とのマッチングと課題解決策の立案支援
- ③課題解決に向けた人的支援
 - ・福祉事業所等が直接農業に取組む際の農地・技術・施設・機械等の確保に向けた間接支援
 - ・近隣の農家等とのマッチング、連携に向けた仲介・間接支援
 - ・農業経営面での相談対応
 - ・コンソーシアム設立にあたっての知見の提供、関係機関との連絡調整
 - ・取組主体と農福連携技術支援者との連携促進
- ④検討委員会・報告会の開催

活動スケジュール

取組内容	2022年							2023年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①支援対象取組主体の募集	■	■	■	■	■	■	■	■		
②支援対象取組主体の選定		■	■	■	■	■	■	■		
③ヒアリング調査（電話・Zoom+現地）		■	■	■	■	■	■	■		
④専門家とのマッチング支援		■	■	■	■	■	■	■		
⑤実地調査を通じた支援内容の特定		■	■	■	■	■	■	■		
⑥取組主体の活動支援		■	■	■	■	■	■	■	■	■
⑦取組主体に対するフォローアップ				■			■			
⑧委員会の開催				○			○		○	
				第1回検討委員会			第2回検討委員会		最終報告会	
⑨報告書の作成										■

活動にあたっての配慮事項

- ア. 取組主体に対して十分なヒアリング調査を実施
- イ. 取組主体の課題を的確に解決できる専門家（分野ごとに1～3名程度）をマッチング
- ウ. 実地調査を通じて、取組主体の状況に応じたゴールを設定
- エ. 支援が一過性のものとならないようフォローアップ期間を設定して経過観察を実施
- オ. 小さな成功体験を通じた意識醸成と、そこから次の行動に結びつくようPDCAサイクルを構築支援

本事業を通じての気づき

- ①専門家による伴走型支援の必要性
- ②取組主体の自走に向けた意識化
- ③取組主体と農福連携技術支援者との連携促進ならびに活躍の場の創出
- ④地域コンソーシアム設立による農福連携の推進の必要性

成果(目標)

- ①支援した取組主体数：農福連携の発展段階が異なる32者（30者）
- ②うち支援した地域コンソーシアム等：6者（6者）

(1) 支援対象取組主体の募集と支援対象の選定

本省（北海道農政事務所）ならびに地方農政局、沖縄総合事務局の9箇所を訪問し、支援対象取組主体の候補者を募集した。また、農福連携関連事業者からの紹介や、昨年度事業において支援を受けた取組主体も候補とした。

本事業の支援対象候補者である全取組主体に対して、電話やe-mailを通じて現状と支援ニーズを確認した。

最終的に、リストアップされた54候補者のうち、支援対象として選定された取組主体は32者であった。残り22候補者のうち、17者については支援時期や支援内容等の調整がつかず専門家派遣に至らなかった。また、5者については連絡がつかない等のため支援を打ち切り、後述のフォローアップの対象からも外すこととした。

(2) 支援対象取組主体に対する支援内容の特定 その一

ヒアリング調査の実施

同調査実施にあたっては、取組主体の希望を受けて電話・Zoom等のオンライン調査、現地調査の2つの方法を採用し、基本的に事務局を担う本会が調査した。ただし、調査前のニーズ確認において問題意識と解決策が明確であった一部の取組主体に対しては、後述する専門家とのマッチングを事前に実施し、ヒアリング調査の際に専門家が同行した。

ヒアリング調査前に想定した支援ニーズと取組主体の支援希望件数は次のとおりであった（重複回答含む）。

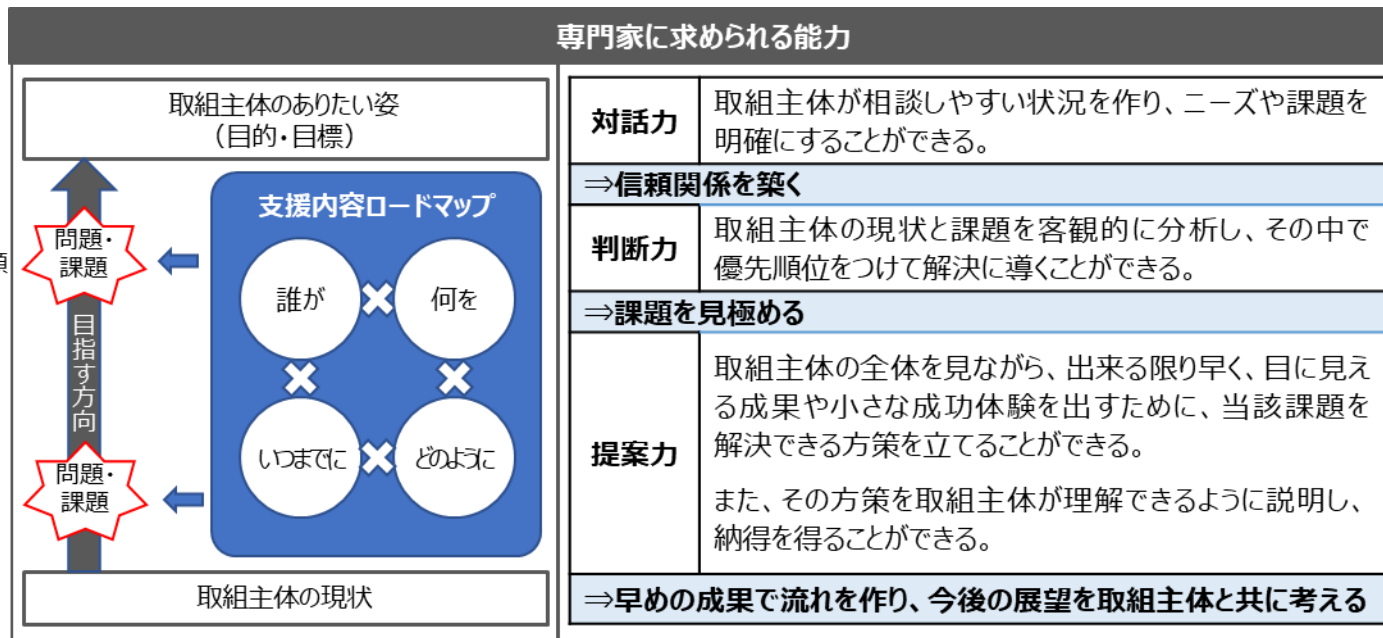
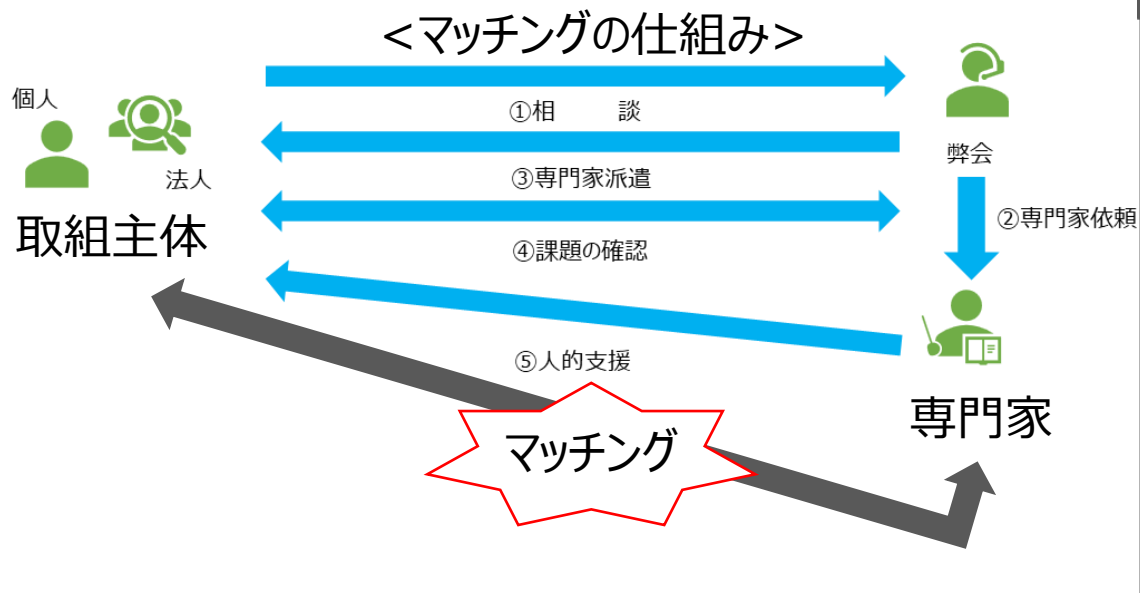
<ヒアリング調査前に想定した支援ニーズと取組主体の支援希望件数>

ソフト支援ニーズ	件数	ソフト支援ニーズ	件数	ハード支援ニーズ	件数
1: 農業栽培技術の習得	2	11: 事業計画策定	0	17: 低コスト耐候性ハウス	4
2: 加工技術の習得	4	12: 法律・特許・税務・会計	0	18: 休憩所	1
3: 販売技術の習得	2	13: ITシステム・IoT・AI関係	0	19: トイレ	4
4: 新商品開発	0	14: WEBサイト・SNS関係	0	20: 農産加工施設	2
5: 販売体制構築	1	15: 地域コンソーシアム設立	6	21: 冷凍貯蔵施設	2
6: 作業マニュアル作成	1	16: その他	5	22: 作業場・加工場	7
7: GAP取得関係	0	ユニバーサル農園	4	23: 食材提供供給施設	0
8: ノフクJAS取得関係	0	地域内の農福連携における事業性調査	1	24: 農産物集荷施設	0
9: 教育・人材育成	5			25: 直売施設	1
10: 生産・品質管理・ISO	0	合計	26	26: 土地取得・登録手続き等	2
				27: その他（ユニバーサル農園）	3
				合計	26

(2) 支援対象取組主体に対する支援内容の特定 その二

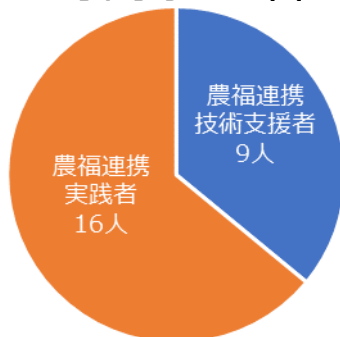
専門家とのマッチング支援

ヒアリング調査を通じて求められる支援ニーズが明らかになったことを受け、課題解決が可能な専門家に対して事務局から連絡し、各取組主体に対する支援専門家をマッチングした。この専門家に求められる能力は、下図に示すスキルを持つことに加え、取組主体と伴走する形で取組主体自身が農福連携の課題に気づかせることが大切であり、これによって、農福連携の推進のみならず、農業自体の維持発展につながることを期待された。



本事業において、取組主体の課題解決に向けて派遣した専門家の内訳を下図に示す。合計25名の専門家のうち、9名が農林水産省認定の農福連携技術支援者であり、16名が農福連携実践者であった。

<派遣した専門家25名の内訳>



(2) 支援対象取組主体に対する支援内容の特定 その三

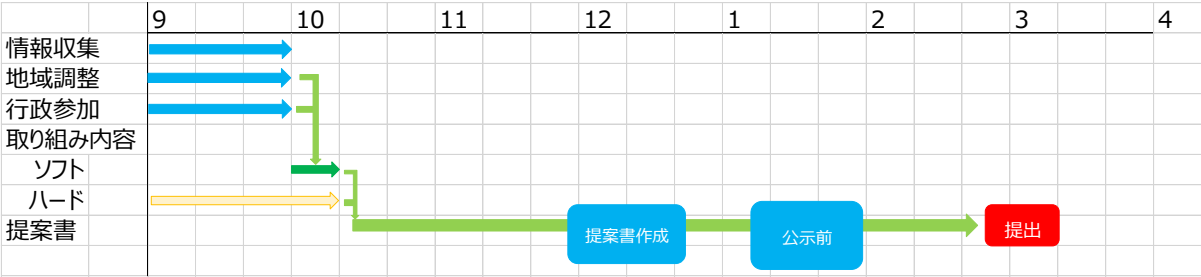
実地調査を通じた支援内容の特定

専門家による取組主体の現状と課題の確認に加え、ヒアリング調査では分からなかった追加の情報収集を目的として、専門家による実地調査を実施した。

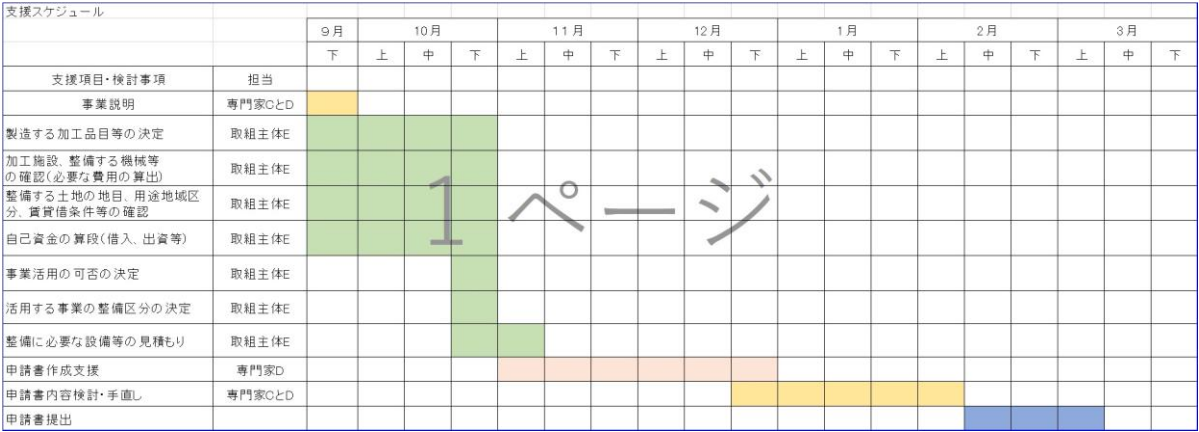
取組主体の概要	団体名、所在地、代表者、窓口担当者、団体の分類、資本金、創業年月、売上高、従業員数
専門家支援の利用内容	支援を受けたい課題（選択式）、求める支援の具体的内容、希望専門家（もし希望者がいれば具体名、そうでなければ専門家に求めるイメージを記載）
その他記載事項 （可能な範囲で）	1. 農福連携取組の背景（きっかけ） 2. 取組の体制、具体的内容 3. 取組実績（直近5年間における障害者数、平均工賃、農地面積、農業収入等） 4. 農福連携取組の工夫 5. 農福連携取組の効果（障害者等に対して、農林水産業の維持・発展等に対して、地域活性化に対して）

派遣された各専門家は、ニーズや課題の整理状況を取組主体との協議を通じて再確認するとともに、求められる支援内容が専門家の持つスキルと合致することを確認した上で、「支援内容ロードマップ」を作成した。

<支援内容ロードマップ例 1>



<支援内容ロードマップ例 2>



(3) 専門家派遣による取組主体への支援 その一

取組主体の活動支援

支援内容ロードマップに従い、取組主体は専門家の支援を受けて、課題解決に取り組んだ。最終的に、本事業における専門家派遣の支援を受けた団体は合計32者であり、うち26者に対して個別支援を、6者に対して地域コンソーシアムの設立支援を行った。個別支援の対象取組主体26者における、取組の発展段階別支援ニーズと地域コンソーシアム支援については次のとおりであった。

ア.農福連携の取組の構想段階又は取組の間もない段階（1～3年未満）の取組主体の確立

①農福連携の「取組の構想段階」の取組主体6者について

取組主体		ソフト対策		ハード対策	
分類	件数	支援内容	件数	支援内容	件数
社会福祉法人・NPO法人	1	農業・栽培技術の習得	1	低コスト耐候性ハウス	1
農業経営体・農業	1	ユニバーサル農園	2	作業場・加工場	1
民間企業・特例子会社	2	教育・人材育成	2	ユニバーサル農園	1
農業協同組合	1	なし	1	冷凍貯蔵施設	1
個人	1		6	土地	1
	6			なし	1
					6

②農福連携の「取組の間もない段階」（1～3年未満）の取組主体3者について

取組主体		ソフト対策		ハード対策	
分類	件数	支援内容	件数	支援内容	件数
民間企業・特例子会社	3	教育・人材育成	1	トイレ	1
	3	作業マニュアル作成	1	土地	1
		販売体制構築	1	なし	1
			3		3

イ.農福連携の取組の継続段階の取組主体の発展

③農福連携の「取組の継続段階」の取組主体17者について

取組主体		ソフト対策		ハード対策	
分類	件数	支援内容	件数	支援内容	件数
社会福祉法人・NPO法人	9	農業・栽培技術の習得	1	農産加工施設	2
農業経営体・農業	6	販売技術の習得	2	作業場・加工場	6
民間企業・特例子会社	2	加工技術の習得	4	冷凍貯蔵施設	1
	17	ユニバーサル農園	2	低コスト耐候性ハウス	3
		教育・人材育成	2	ユニバーサル農園	2
		その他	1	休憩所	1
		なし	5	トイレ	3
			17	直売施設	1
				なし	1
					20

④地域コンソーシアムの設立を目指す取組主体6者について

地域コンソーシアム設立支援団体 6 者

- ・ 愛知県庁
- ・ 伊賀の忍・農・福推進協議会
- ・ いの町
- ・ 東広島市
- ・ 南九州農福連携コンソーシアム⇒R5年1月8日設立
- ・ 農福コンソーシアム岡山⇒R5年2月13日設立

「大隅半島ノフクコン
ソーシアム」に次ぐ、
全国2番目の設立

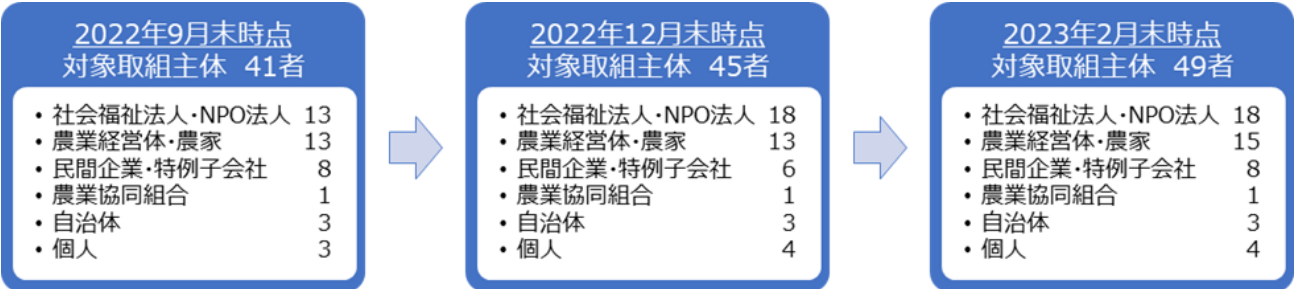
全国で 3 番目の設立

※複数回答あり、ソフト対策26件、ハード対策29件

(3) 専門家派遣による取組主体への支援 その二

取組主体に対するフォローアップ

本事業を通じた支援が一過性のものとならないようフォローアップ期間を設定し、専門家派遣の有無にかかわらず 支援要請を受けた全ての取組主体に対して、3か月に一度程度の頻度でメール、電話、Zoom等による経過観察を行った。下図にフォローアップの対象となった取組主体数の推移を示す。



(4) 委員会の開催

検討委員会の開催

本事業による取組主体への支援効果を高めるためには、取組主体が抱える多様な課題とその解決方法について深い知見を有する有識者からのアドバイスが必要である。そこで本事業では、下表に示す各部門に精通した有識者を招聘し、検討委員会を計2回開催した。検討委員会では、取組主体の課題を共有するとともに、課題解決に向けて協議・意見交換を行った。

担当部門	所属		氏名
6次産業化	一般社団法人日本農福連携協会	代表理事	榊原 典俊
農福連携全般	千葉大学大学院園芸学研究院	教授	吉田 行郷
販路開拓	パーソルサックス株式会社	代表取締役	中村 淳
農福連携技術支援者	NPO法人長野県セルフセンター協議会	農業就労チャレンジ コーディネーター	沖村 さやか
人材育成	Universal Agriculture Support合同会社	代表社員	金子 栄治
ユニバーサル農園	京丸園株式会社	代表	鈴木 厚志
地域コンソーシアム	高知県農業協同組合 営農指導部 営農企画課	課長	小松 淳

第1回検討委員会	
開催日時	令和4年9月15日（木）13:00～15:00
会 場	Zoomミーティングによるオンライン会議
主な議題	1. 本事業の概要説明 2. 従前の支援状況について 3. 今後の支援スケジュール等について 4. 取組主体と支援内容についての意見交換

第2回検討委員会	
開催日時	令和4年12月28日（水）11:00～13:00
会 場	Zoomミーティングによるオンライン会議
主な議題	1. 追加公募の結果について 2. 従前の支援状況について 3. 今後の支援スケジュール・成果報告会等について 4. 専門家派遣報告書について 5. 意見交換

最終成果報告会の開催

最終成果報告会	
開催日時	令和5年2月8日（水）11:00～14:00
会 場	TKP東京駅カンファレンスセンター
主な議題	1. 活動成果内容等の報告 (1)菊鉾会×オーガニックワン (2)JA東京中央×土と風の舎 (3)熊本福祉会×こうち絆ファーム (4)コスモケア・エナジー×くまの里福祉会 (5)東広島市×八天堂ファーム 2. 参加者による意見交換

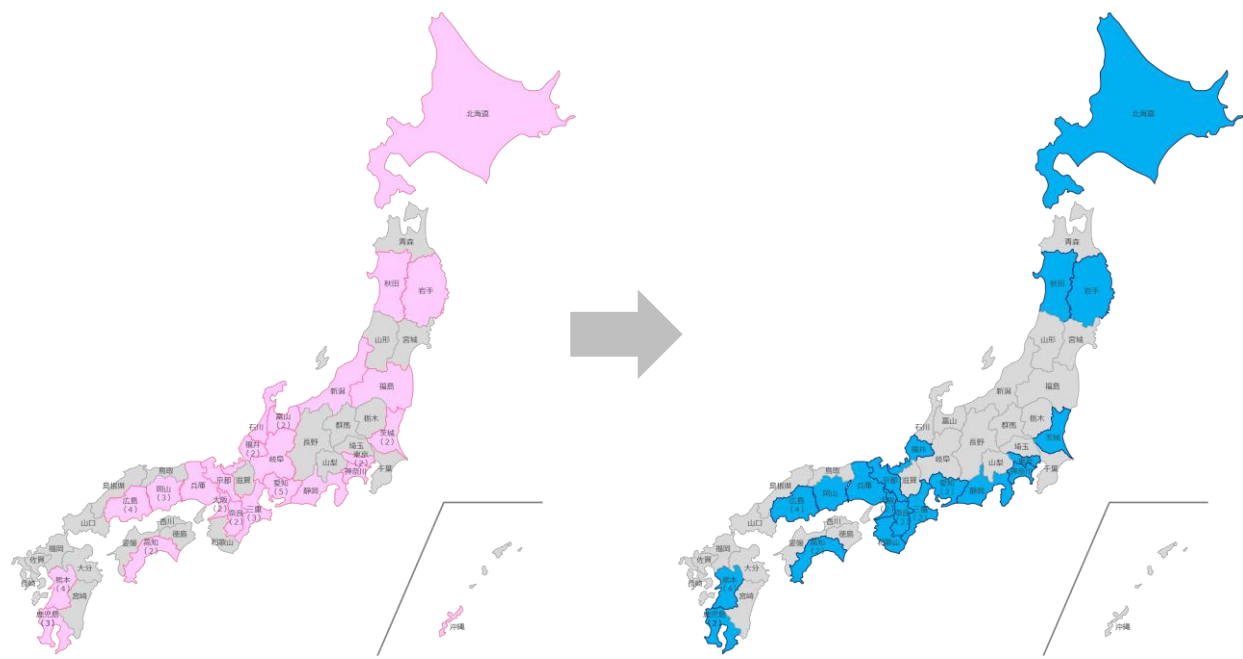
最終成果報告会の発表の様子は、一般社団法人全国農協観光協会HP
下記URLから動画をご覧ください。
https://youtu.be/TaHcUmVf_OQ

(1) 専門家派遣実績

2023年2月末における支援対象取組主体と実際に専門家派遣を受けた取組主体の地理的分布を左下図に示す。支援対象の取組主体は49者であり、うち7者は地域コンソーシアム等、複数の団体から構成される組織であった。うち専門家派遣を受けたのは32者であり、うち6者が地域コンソーシアム等であった。

専門家派遣を受けた32者のうち、地域コンソーシアム設立支援6者を除く専門家派遣を受け入れた26者の「農福連携の取組 パターン」ならびに「農福連携の取組段階」は右下表のとおりであった。

<専門家派遣を受けた取組主体の地理的分布>



支援対象の取組主体 49者
(うち7者は地域コンソーシアム)
2023年2月末現在

専門家を派遣を受けた取組主体 32者
(うち6者は地域コンソーシアム)
2023年 2 月末現在

農福連携の取組パターンは

- (1) 実際に障害者とともに農作業を行う「実践行為」、
 - (2) 実践行為を行う農業者や障害福祉サービス事業所を支援する「中間支援」の取組に分かれる。
- また、「実践行為」は、以下4種類に分類される。

農福連携の取組パターン		取組主体数
(1) 実践行為	直接雇用型	4
	福祉完結型	12
	連携型	7
	グループ内連携側	2
(2) 中間支援	中間支援	1
合計	合計	26

農福連携の取組段階		取組主体数
農福連携の取組の構想段階にある取組主体		5
農福連携の取組を開始して間もない取組主体		4
農福連携の取組の継続段階にある取組主体		17
合計		26

(2) 専門家派遣に至らなかった取組主体17者の主な理由

2022年6月から取組支援候補としてリストアップし、その後の経過をフォローアップしたが、実際に専門家派遣に至らなかった取組主体が17者あった。派遣に至らなかった主な理由として、「支援を受ける時間的余裕がない」が最も多く、次いで「周囲の賛同が得られなかった」であった。このことは、既存の作業で時間的余裕がないことや人員面（職員、利用者等）の不足、現状の業務環境や組織体制などの課題が背景にあると考えられた。

専門家派遣に至らなかった理由	件数
個別支援	
栽培や生産、日常業務に追われ、専門家と時間をかけて課題を設定し、支援を受ける時間的な余裕がなかった。	5
担当者レベルでは農福連携に関心があり取り組みたい意向があるものの、上司や家族等、周囲の賛同が得られなかった。	4
R5年度の公募申請を検討していたが、令和3年度農山漁村振興交付金（農福連携対策（農福連携支援事業））に採択されていたため、本事業による支援が二重補助になることが判明した。そのため、一般社団法人都市農地活用支援センターを紹介し、『農』の機能発揮支援アドバイザー派遣事業を活用することにした。	1
株式会社化を検討しており、B型事業所との連携により農業を開始するために相談を受けた。その後、取組主体者の健康状態が悪化したため専門家派遣とりやめた。	1
通年での安定生産ができておらず、年間売上も定かでなかったため、設備投資に対する費用対効果が見込めなかった。まずは農業・栽培指導を最寄りのJAから新規就農支援を受けながら、R5年度新規担い手規模拡大支援事業の準備を進めることとなった。	1
R5年度の公募を活用して課題解決に向けた準備を進めていたが、期日までに書類等が揃えられないことが明らかになったため、本事業期間内の専門家派遣による支援が不要になった。	1
相談を受けた時期が1月末と遅く、課題解決には時間が足りないと判断されたため、本事業における専門家派遣を見合わせた。	3
地域コンソーシアム設立支援	
地域コンソーシアム設立支援を求めているが、取組主体に対する現状確認の結果、地域コンソーシアム設立に向けた活動が十分に実施されており、専門家による支援を必要としないことが明らかになったため、派遣を取りやめた。	1
計	17

(3) 支援事例

本事業では、個別支援26者、地域コンソーシアム設立支援6者について専門家派遣を通じて人的支援を行った。以下では、取組主体と農福連携技術支援者等との連携による結果の事例を、取組主体の取組段階別に計5件例示した。

掲載した事例一覧

事例1：農福連携の「取組の構想段階」の取組主体の確立

東京中央農業協同組合 × 土と風の舎

⇒別紙『報告書』P.14参照

事例2：農福連携の「取組の間もない段階」の取組主体の確立

株式会社コスモケア・エナジー × くるみの里福祉会

⇒別紙『報告書』P.15参照

事例3：農福連携の「取組の継続段階」の取組主体の発展

社会福祉法人菊鉾会 × オーガニックワン

⇒別紙『報告書』P.17参照

事例4：地域コンソーシアムの設立支援

東広島市 × 八天堂ファーム

⇒別紙『報告書』P.18参照

事例5：地域コンソーシアムの設立支援

南九州農福連携コンソーシアム × こうち絆ファーム
× 石井記念友愛社

⇒別紙『報告書』P.20参照

(4) 取組主体への専門家派遣後のアンケート結果 ※回収率90%

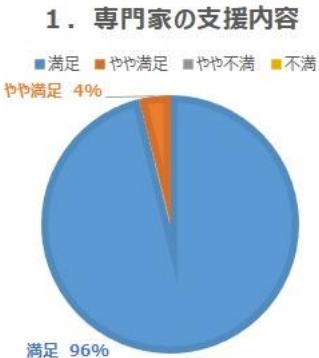
実際に専門家を派遣した取組主体32者（うち6者は地域コンソーシアム等）に対して、毎回の専門家派遣受け入れ直後に『専門家派遣後の支援カルテ』に記入し、事務局に送付するよう手配した。同カルテは、担当専門家および本事業に関する満足度アンケートを兼ねており、この集計結果(回収率90%) は次のとおりであった。いずれにおいても、取組主体の回答からは高い満足度が得られていたと考えられ、取組主体の期待に応える支援であったと判断された。

なお、アンケートに回答した取組主体への支援に対する専門家派遣の延べ回数ならびに延べ投入人数は次のとおりであった。取組主体の支援ニーズに、即した柔軟な対応が、高い満足度につながったと推察された。

1. 専門家の支援内容について

質問に対する回答をみると「満足」(96%)と「やや満足」(4%)を合わせると100%となっている。

	1. 専門家の支援内容
満足	99
やや満足	4
やや不満	0
不満	0
	103



2. 専門家の姿勢・対応について

質問に対する回答をみると「満足」(96%)と「やや満足」(2%)を合わせると98%となっている。また、「やや不満」が2%となっている。

	2. 専門家の姿勢・対応
満足	99
やや満足	2
やや不満	2
不満	0
	103



3. 本事業の内容について

質問に対する回答をみると「満足」(95%)と「やや満足」(5%)を合わせると100%となっている。

	3. 本事業の内容
満足	98
やや満足	5
やや不満	0
不満	0
	103



4. 専門家派遣の延べ回数ならびに延べ投入人数について

アンケート結果（回収率90%）から専門家派遣延べ回数は103回であり、専門家の延べ投入人数は74人であった。また、1取組主体の専門家派遣平均回数は3.21回であり、専門家派遣平均人数は2.31人であった。

専門家派遣に係る延べ数		
専門家派遣延べ回数	103	回
専門家派遣延べ人数	74	人

1取組主体の専門家派遣に係る平均数		
専門家派遣平均回数	3.21	回
専門家派遣平均人数	2.31	人

(5) 有識者に対するアンケート結果 その一 ※回収率100%

本事業による取組主体への支援効果を高めるために、有識者7名から構成される検討委員会を開催し、この委員会において、取組主体の課題を共有するとともに、課題解決に向けて協議・意見交換を行った。また、最終成果報告会后に、有識者に対して本事業全体に関するコメントを求めた結果を以降に示す。

Q1 本事業では1つの取組主体に対し、ヒアリング調査と実地調査後に、課題に対する支援(通常1～2回実施)及び必要に応じて補足支援を行った。補足支援では、取組主体と専門家のいずれかが希望する場合や状況に応じて回数に制限を設けなかった。取組主体に対する支援回数には上限を設けるべきか？

☐ 上限を設けるべき 2名	☐ 現状のままでよい 5名	☐ 回数を減らすべき 0名
--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

- 【理由】
- 上限を設けるべき：ある程度までマッチングして無料という形式の方が、専門家の必要性に応じて自主的に継続できると思う。
 - 上限を設けるべき：何らかの基準が必要であり、他地域とのバランスが保てないことにより信頼性を損なうことを懸念する。また、自助性がなければ支援終了と同時に崩壊につながりやすい。予算配分の整合性についても考慮すべき。
 - 現状のままでよい：予算が不足していないのであれば、必要なだけ支援を行うことが効果的ではないか。
 - 現状のままでよい：相談者の課題も様々であることが想定されるため、相談回数を限定するのは難しい。しかし、回数が無制限というのいまいかがなものか。ヒアリング時点で想定されるゴールと相談回数を見立てる必要がある。
 - 現状のままでよい：専門家の労力は増えるが、取組主体が自走できる目途が立つまでの支援と自走後の新たな課題に直面した時の支援が必要。内容に応じた適宜な対応が求められる。
 - 現状のままでよい：取組主体の事業内容にもよるが、特に立ち上げ時などに必要な支援を1～2回実施し、主体性に期待する支援が良い。
 - 現状のままでよい：明らかな問題や課題もしくは強い要望がなければ現状のままでよい。

Q2 本事業では地域コンソーシアム設立支援にあたり、取組主体は運営事務局をどこが担うのかについて、課題を抱えていた。どこが運営事務局を担うことがもっとも望ましいと思われるか。（複数回答可）

☐ 農業者・農業法人 0名	☐ 福祉事業所 1名	☐ 行政 1名	☐ JA 1名
☐ 特例子会社・企業 0名	☐ 中間支援団体 4名	☐ その他 1名	

- 【理由】
- JA/中間支援団体：行政だと突っ込んだ支援が難しく責任も取りにくい。どうしても福祉か農政に偏る。JA及び中間支援団体であれば利益を自社に持たないで、考え方が偏らない所が良い。
 - 中間支援団体：行政は人事異動があり、持続性に課題がある。また、業務でやれないこともある。農業者・農業法人、福祉事業所、企業では負担が大きい。JAは、中立性に課題が残る。
 - 中間支援団体：コンソーシアムのように多様なステークホルダーの参画が想定される場合、いかにステークホルダー間のバランスを取りながら事業を推進して実績を積み上げるかが重要であり、中間支援団体が適する。ただし、中間支援団体が引き受ける場合、運営資金の確保や運営が属人的にならないようスキームを構築する等、難しい部分は多々ある。その支援をだれが行うのかも大事である。
 - 中間支援団体：運営費用の課題は残るが、農福連携の当事者以外が担う方がよい。
 - 福祉事業所：地域に農福を展開し、関係機関を巻き込んでいくためには、既に農福を実施している福祉事業所が事務局になり、農福の現場を見せながらノウハウを共有していく事がスムーズだと思う。
 - 行政：事務局の役割は、農業・福祉両面に係る調整役。農福連携の取組について各組織・団体を一つのチームに築き上げていく司令塔として行政の力を発揮していただきたい。
 - その他：地域の状況もあるので規程的な判断は地域の混乱につながりかねない。

(5) 有識者に対するアンケート結果 その二 ※回収率100%

Q3 本事業では、農福連携技術支援者の活躍の場を創出するために、取組主体の課題やニーズに応じて、優先的に農福連携技術支援者を専門家として派遣した。農福連携技術支援者は、農業者・福祉事業所の職業指導員・障害者本人の三者に対して、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスする専門人材である。福祉事業所等が施設外就労先で農業技術指導により、農作業の請負力を強化し、農福連携を推進する目的で、農福連携技術支援者（農業版ジョブコーチ）を配置する必要性はあるか。

☐ 必要としている 5名	☐ 必要としていない 0名	☐ その他 2名
-------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------

【理由】

- 必要としている：必要とされているが、人件費、旅費の確保が課題。
- 必要としている：ノウフクアワードのような優良事例表彰を受けたケースにおいて、事業の中心にはジョブコーチのような動きをしている人が必ずいるように感じる。ジョブコーチは、属人的にならないよう懸念が必要ではあるが、農業と福祉の両方を理解するだけでなく地域の未来も俯瞰できる人材が担うのが良い。
- 必要としている：農福連携が農業現場で定着する、推進を強化するためには、農業を知る人材の支援が要。農福連携技術支援者がいることによって、農家は受け入れ不安の軽減につながり、農福連携の拡大が期待できる。
- 必要としている：特に農福の立ち上げ時や拡大を検討する時に、農業サイドには福祉（障害者就労）の観点、福祉サイドには農業の観点が必要であり、それぞれの観点が無いことが高いハードルとなって事業が進まなくなる。知見のあるアドバイザーが伴走することで、農福の機会が生まれると思う。
- 必要としている：コーディネートやジョブコーチがいたからマッチングしたというケースが多いのが実態。ただし、その人件費負担の課題は残る。
- その他：福祉現場で支援経験があれば、一回農業研修を受ければ必要ないのではないか、農業側なら必要かと思う。実際の現場では、同じ野菜を栽培していても指示は全く違う。必要性は現場によるのではないか。
- その他：障害者には知的・身体・発達・聴覚・視覚などあり、一律的なコーディネートは難しい。最近は農産物の加工も含めて農福連携するケースも多く、障害種別や農業・加工等を分類、整理して多様なジョブコーチの配置、構造を考える必要がある。

Q4 本事業についての評価はどうであったか。今後に向けたコメントがあれば、いただきたい。

☐ 良い 7名	☐ どちらともいえない 0名	☐ 悪い 0名
--------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------

【今後へのコメント】

- テーマを大きく分けて、農福連携を上手くやっている所と連絡して事業を広げていくことが大切だと思う。10件あれば10通りの事例があると考えて良いと思うが、理念は1つなので、そこを忘れないようにするべき。
- 各地で展開されている事業主体の取組、特に地域の福祉事業者と生産者、行政も一体となった活動が増えてきており、“農福”というキーワードも普及しつつあり嬉しく感じた。立ち上げ時の課題や継続するための課題は地域や事業により様々だが、解決策や失敗も含めた事例の蓄積と、発信・共有の場が今後必要だろう。
- 農福連携はブームで終わらせてはいけない事業。長期ビジョンを掲げ、継続する仕組みを作り上げて欲しい。

4. 本事業を通じての気づき No.1

本事業では、農福連携の全国単位での推進拡大に向けた普及啓発を目的として、農福連携の取組主体の発展段階に応じた活動を専門家派遣を通じて支援した。また、取組主体への支援効果を高めるため、有識者を招聘して検討委員会を開催し、取組主体の課題解決に向けた協議・意見交換を行った。

これら一連の活動を通じて、事務局を務めた一般社団法人全国農協観光協会の気づきを以下に列挙した。

(1) 専門家による伴走型支援の必要性

本事業では、取組主体の状況を踏まえた上で、専門家の派遣回数を限定せず、課題整理から解決策立案、課題解決まで、幅広く継続的に支援を行ったことが、取組主体からの高い満足度を示しており、有識者からも本事業の取組を高く評価していただいたのではないかと推察する。

<取組主体の自走に向けた自己改革の流れ>

- ①取組主体は、取組段階や取組内容に応じて多様な課題を抱えている。
- ②課題解決に資する経験豊富な専門家を取組主体の近隣地域で見つけマッチングする。
- ③一定期間、取組主体に寄り添い、外部から第三者の視点で農業経営方針や今後の事業の方向性を意識した専門家のアドバイスを行う。
- ④取組主体自らが本質的な課題を見極める気づきを促すことへとつながる。

取組主体がこの見極めを誤ると自己改革にはつながらず、取組主体は自走を果たすことができない。この初期段階こそ、第三者の視点、専門家による伴走支援が最も必要な時期であり、取組主体自身の課題設定力を身に付けてもらうことが求められていると感じた。

(2) 取組主体の自走に向けた意識化

本事業では取組主体の自走に向けて、以下を通じた意識付けを図った。農福連携の取組主体には、ぜひ同様のアプローチを試し、独自の農業経営の発展につなげていただきたい。

①取組主体による事業計画書の作成

取組主体が自ら本質的な課題を見極め、課題整理から解決策立案、解決まで実施できるよう、そしてPDCAサイクルを循環させられるよう、取組主体の気づきや発案を促しつつ、取組主体による事業計画書の作成を支援した。

②現場や周囲を巻き込む工夫

当事者・担当者だけが課題と解決策を理解していても改善は進まない。解決策を実行する際には現場を巻き込み、現場レベルに即した取組みとすることで、誰もが当事者意識を持って課題解決に臨むことができる環境づくりを心掛けた。この環境づくりには、利用者や職員への人材育成研修等も有効である。

③人との繋がりや地域との連携促進

取組主体だけでは課題解決のための知見や経験が足りない場合、近隣地域の農福連携実践者や農福連携技術支援者等、人とのつながりを築き、地域と連携することで課題解決が可能となると考える。本事業では近隣地域で知見や経験のある専門家を派遣したが、取組主体の周囲にいるリソースパーソンとの繋がりづくりは、農福連携の持続的な取組にとって重要である。

(3) 取組主体と農福連携技術支援者との連携促進ならびに活躍の場の創出

農福連携において、農業サイドには福祉（障害者就労等）の観点、福祉サイドには農業の観点（栽培・加工技術等）が必要であり、両方の知見を有する農福連携技術支援者が伴走役になることでハードルを取り除くことが可能となった事例がある。

このように農福連携の定着と推進強化には、農業と福祉の両方を知る人材が必要であり、農業者、福祉事業所の職業指導員、障害者本人の三者に対して、現場で実践可能な農福連携の具体的な手法をアドバイスできる農福連携技術支援者の存在が重要な役割であり、本事業で派遣したことにより、相互の不安軽減につながったと考える。

一方、課題を抱える取組主体にとって、農福連携技術支援者との接点が不足していることも本事業を通じて明らかになった。取組主体が求める支援内容は専門化・複雑化しており、多くの経験を積んだ農福連携技術支援者であっても、全ての課題に一人に対応することが困難になり始めている。

例えば、都道府県単位で、農福連携技術支援者の登録と派遣を行うワンストップ窓口を創設する等、多様な農福連携技術支援者が派遣できるスキームの構築が求められる。農福連携技術支援者のキャリアやスキル、専門分野、得意分野などに応じた取組主体とのマッチングが都道府県単位で進めば、農福連携と農業経営の持続的な発展につながるように思料する。

(4) 地域コンソーシアム設立による農福連携の推進の必要性

本事業を通じて、地域コンソーシアム設立を目指す6つの取組主体のうち、2つの取組主体が実際に設立を果たした。

各取組主体は、気候風土、交通条件、産業動向、地域性等考慮すべき点や、多様なステークホルダーの参画が想定されるため、運営事務局の担い手としては「中間支援団体」が有力でありながらも、画一的に判断することは難しく、地域の実情に応じて対応することが求められると考えるに至った。

<地域コンソーシアム設立に求められていること>

- ①いかにステークホルダー間のバランスを保ちながら農福連携事業を推進して実績を積み上げていくか。
- ②運営資金の確保や運営が属人的にならないようにスキームを構築すること。
- ③運営事務局には、例えば、行政と地域との間に立って、社会の変化やニーズを把握し、地域内の農福連携の活動やステークホルダー間の資源（人、モノ、カネ、情報）の橋渡しとネットワーク推進、価値の創出などに取り組むこと。
- ④地域性等を生かした農業の態様、農産物の生産・加工等「強み」のある産地形成の推進。
- ⑤農福連携における「農」と「福」の広がりや様々な分野にまで活動を広げ、農山漁村における雇用の創出、農業の担い手の経営規模拡大、経営資源やノウハウの活用による新たな価値の創出、イノベーションの推進とともに新しい地域コミュニティの形成。

地域コンソーシアム設立による農福連携推進のさらなる必要性は、「農業者・農業法人」、「福祉事業所」、「特例子会社・企業」、「JA」、「行政」、「中間支援団体」等の各ステークホルダーが一体となった地域再構築のプロセスによって、農福連携を地域づくりのキーワードに据えた地域共生社会の実現をも可能とするであろう。

令和4年度 農山漁村振興交付金
（農福連携対策のうち普及啓発等推進対策事業）
「農福連携の取組主体の発掘と取組への支援」報告書【概要版】

発行 令和5年3月

実施 一般社団法人全国農協観光協会

〒101-0021 東京都千代田区外神田1丁目16-8 GEEKS AKIHABARA 4F